

(新)産業廃棄物行政人材育成費

50百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物行政は、基本的に都道府県・保健所設置市によって担われていることから、これら都道府県市の行政担当者の対処能力を向上させることは、産業廃棄物行政における体制整備の一環として極めて重要である。

近年、不法投棄対策の強化等のため、廃棄物処理法や政省令等が頻繁に改正されていること、ますます悪質化・巧妙化・複雑化する産廃問題に的確に対処しなければならないことを勘案すると、すべての都道府県市の産廃行政の対処能力を常に一定以上のレベルに保つことが必要である。

また、本年6月に発表された「不法投棄撲滅アクションプラン」の3つの視点の1つである「制度を支える人材の育成」の方策の1つとして、産廃アカデミーによる国と地方の人材育成が挙げられているところ。

このため、国が、都道府県市の産廃新任職員等の集中的な専門的研修(『産廃アカデミー』)を一元的に行う。

2. 事業計画

都道府県市の産廃担当部局新任職員を対象として、講義及び現場実習からなる集中的な専門研修を、環境調査研修所にて実施する。

3. 施策の効果

「制度を支える人材の育成」が図られる。

実践的かつ高度な専門研修を受講することができる。

数次にわたる廃棄物処理法や政省令等の改正に対処する産廃行政担当者の事務処理能力の向上

悪質化・巧妙化・複雑化する産廃問題への的確な対処

産業廃棄物行政人材育成事業

都道府県・保健所設置市による産業廃棄物行政
 ・数次の廃棄物処理法や政省令の改正
 ・都道府県市の担当行政官は2～3年ごとに人事異動
 ・担当職員の人数が少ないことによる職員の負担

都道府県市内部における事務引継ぎや短期(1～2日間)の
 研修では、ますます悪質化・巧妙化・複雑化する産廃問題に
 対処することへの困難性

「不法投棄撲滅アクションプラン」
 (制度を支える人材の育成)
 産廃アカデミーによる国と地方の人材育成

都道府県市の産廃新任職員等を対象とした集中的な
 専門的研修(『産廃アカデミー』)の実施
 (1)行政処分や指導に必要な法令の運用ノウハウ習得
 (2)不適正処理現場における行為者・暴力団関係者等
 への対処方法(講義、実例を撮影したビデオの上映、
 現場での実践指導体験)
 (3)模範的な行政実務マニュアルの習得と指導チームに
 よる評価・改善指導

- すべての都道府県市の産廃行政の対処能力を常に一定以上のレベルに保持。
- 産業廃棄物行政担当者の事務処理能力や不適正処理事案等への対処能力を向上